

事務所通信

2008年4月号

No. 34



(浦 本)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

所長コメント

「職場のエチケット」

新入社員が入られた企業も多いと思います。「平成社員心得帳」（木村重男著）に、職場のエチケットについて書かれていましたので抜粋しました。

ビジネス社会では、職場の秩序を保つために、公的なルール（法律・規定・規則）を守ることはもちろん、非公式のルール（エチケット、マナー、あるいは礼儀・作法）をよく守ることが大切です。これを軽視し、守らない社員はやがて『問題社員』としてマークされ、後ろ指をさされたり、退職させられたりすることになりかねません。

共通する基本姿勢

ビジネスは、人と人との関係で成り立っています。だから他人の存在を無視しては、いい仕事はできません。エチケットは、他人を尊重する繊細な心と、暖かい思いやりの表現であり、対人関係において欠かすことのできない要素です。

そこで、どんな立場や職業にも共通する基本姿勢を体得し、一流の社員になるには、①明るい笑顔を忘れない ②動作に落ち着きをもたせる ③物事に対し、誠実な関心を寄せる ④だれとでも楽しい会話ができる ⑤つねに清潔で、きちんとした身だしなみを怠らない ⑥いつもよい姿勢を保つ⑦美しい言葉づかいを保つ ⑧素直な心で接し、相手を理解しようと心がけることです。

四 S 主義を心がけよ

さらに、職場でなくてはならない社員として大成するには、第一印象をよくすることが非常に大切です。そのために次の『四 S 主義』に徹して、大きく成長してください。

(1) スマート

つねに髪や服装に気をつけて、まず外見から相手に好感を与えるのが、エチケットの第一歩と心得ましょう。

(2) スマイル

笑顔は人を引きつけ、周囲を明るくながませ幸せにしてくれます。

(3) スピード

てきぱきとしたスピーディーな動作、さわやかな話し方を、早く身につけ、自信をもつことです。

(4) シンセリティ（誠実）

口先だけでべらべら話すより、誠実な態度で一言一句、落ち着いて話す習慣を、しっかり体得してほしい。

このようにエチケットやマナーには、その根底に、**誠意**（私心のない純真さ、相手を思いやる気持ち）、**謙虚**（ひかえめでしゃしゃり出ず、相手を立てようとする気くばり）、**清潔**（服装・身だしなみに十分注意を払う心づかい）の三つが基本精神です。

社内でのエチケットは、単なる礼儀や作法だけでなく、人と人との信頼関係を結ぶ出発点だと位置づけ、良い社風づくりと自己の向上に役立ててください。



ガソリン税

自動車が無いと仕事にプライベートにと何かと不便な世の中です。当然ながら、自動車を所有していても燃料が無ければ使えません。まして、その燃料が折からの原油高騰により上昇しているのですから、たまりません。さらに、わが国では道路の整備のために道路特定財源制度を制定しています。この制度は受益者負担の考え方にに基づき自動車利用者に財源負担を課しています。道路特定財源の暫定税率の期限が、平成20年3月に迫るにつれ、各方面で議論を呼んできました。

◎ガソリン税の税率

ガソリン税は、ガソリンに対して課せられる、「揮発油税」と「地方道路税」を合わせた通称です。平成20年3月31日までは、ガソリン1リットルあたり53.8円のガソリン税が課税されます。なお、内訳は次の通りです。

揮発油税 48.6円/ℓ

地方道路税 5.2円/ℓ

ただし、この税率は租税特別措置法第89条2項に基づく暫定税率であり、平成20年3月31日が期限となっています。

ちなみにガソリン税の本則税率は、1リットルあたり28.7円です。

なお、内訳は次の通りです。

揮発油税 24.3円/ℓ (揮発油税法第9条)

地方道路税 5.2円/ℓ (地方道路税法第4条)

つまり、暫定税率が廃止となれば、ガソリン税は、1リットルあたり25.1円減税となります。

(平成20年3月21日現在)



◎ガソリン税と軽油引取税

軽油引取税も道路特定財源のひとつです。税率は軽油1リットルあたり32.1円です。これも暫定税率であり、本則税率は15.0円(地方税法第700条の7)です。ガソリン税と違いすべて地方の財源となります。

スタンドなどで発行される領収書の明細をみて疑問に思われる方も多いのではないかと思います。ガソリン税には消費税が課税され、軽油引取税には消費税は課税されていません。決算監査等で、監査担当者が軽油引取税を抜き出しても、ガソリン税の集計はしません。なぜなのでしょう。

これは、ガソリン税と軽油引取税は、税を納める対象(納税義務者)が違うことに起因します。

ガソリン税の納税義務者はメーカーであり、ガソリン税は、ガソリン製造時のコストとして原価に組み込まれるものです。そのため、消費者がガソリンを購入したときには、販売店(スタンド)は、ガソリン税にも消費税を課すこととなります。

一方、軽油引取税の納税義務者は消費者です。軽油は販売された時点において軽油税が課税されることになるため、軽油税自体には消費税を課すことはできません。そのため、消費税計算に際して軽油引取税を集計して、課税仕入から控除しています。

軽油引取税と同じように消費者が納税義務者となる税金として、ゴルフ場利用税や入湯税があります。

< 村 井 >

医療保険制度改革

4月より医療保険制度（健康保険・船員保険）が改正されました。

○窓口負担割合が改正されました。

現在3歳未満の乳幼児については一部負担金の割合が2割となっていますが、今後は小学校入学前までに拡大されました。

また、昨年の制度改革により70～74歳の方（すでに3割負担の方や後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除く）の窓口負担について平成20年4月から2割負担に見直される予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据え置かれます。

○後期高齢者医療制度が創設されました。

75歳以上の方または65～74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することになりました。

この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することになりました。

【後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について】

昨年の制度改革では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減するとされていましたが、今回新たに平成20年4月から9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、頭割保険料額（被保険者均等割）が9割軽減された額とされる措置が設けられました。

（対象者）

75歳以上の方（65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含む）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日）において被用者保険（政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等のこと。国民健康保険は該当しない）の被扶養者となっている方です。

○高額介護合算医療費が創設されました。

療養の給付に係る一部負担金等の額及び介護保険の利用者負担額（それぞれ高額療養費又は高額介護サービス費若しくは高額介護予防サービス費が支給される場合には当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額である場合には高額介護合算療養費が支給されます。

○入院時生活療養費の支給対象者が拡大されました。

療養病床に入院する65～69歳の方も入院時生活療養費が現物支給されるとともに、「生活療養標準負担額」を負担することになりました。

○特定保険料率が創設されました。

新たな高齢者医療制度の創設に伴い、一般保険料率について基本保険料率と区分して特定保険料率が創設されました。

< 堀 田 >

逡増定期保険

■ ■ 逡増定期保険とは ■ ■

期間により保障額が一定の割合で逡増し、保障が大きくなる定期保険です。

掛け捨て型で保険期間満了後に保険金は支払われませんが、定期保険としては高額な解約返戻金が支払われることに特徴があります。

解約返戻金をどのように活用するかに主眼が置かれ、経営者や役員の前退時の退職金の資金等として利用されています。

■ ■ 保険料の税務 ■ ■

平成20年2月28日以降の新規契約より、税務上の取扱が変更されました。

保険契約者、保険受取人が **法人契約** の場合は、支払保険料の一部が損金算入となります。

■ 契約年齢、保険期間により

全額損金※

1 / 2 損金

1 / 3 損金

1 / 4 損金

の4パターンに分けられ、損金以外の保険料は**前払資産**として計上されます。

※ 全額損金は、保険期間満了年齢が45歳以下の契約の場合のみです。

平成20年2月27日以前に契約されたお客様にお知らせ！

契約日が、平成20年2月27日以前の逡増定期保険の保険料については、従前通り、全額損金計上となります。

< 池 原 >

Q1 住宅取得等資金の贈与を受けた場合

親から資金贈与と銀行からの借入金で住宅を新築しました。住宅借入金等特別控除額の計算上、この資金贈与を考慮する必要はありますか。

A 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例及び住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例の規定の適用を受ける場合、住宅借入金等の金額が家屋等の取得の対価の額を超えるかどうかの判定を行う際、住宅取得等資金のうち、相続時精算課税に係る贈与税の特別控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例の各規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う必要があります。

したがって、住宅借入金等特別控除額の計算上の家屋等の取得対価の額は、実際の家屋等の取得の対価の額から、相続時精算課税に係る住宅取得資金の贈与の特例の適用を受けた金額を差し引いた金額となります。

Q2 確定申告を提出する義務のないサラリーマンが還付申告できる時期

私はサラリーマンであり、確定申告をしたことがなく、今まで支払った医療費の申告をしておりませんでした。還付申告は何年分することができますか。

A あなたの場合、還付申告は、申告書を提出できる日から5年間することができます。例えば、確定申告書の提出義務がない場合の平成15年分の申告書を提出できる日は、平成16年1月1日であることから、還付申告書を提出できる期限は平成20年12月31日までとなります。

(注) 12月31日は、申告期限ではありませんので、土日祝日であってもその翌日とはならないことに留意願います。

Q3 改築等の金額の判定

住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等はその工事代金が100万円を超えることが必要ですが、その家屋が共用となっている場合や店舗併用住宅である場合など、100万円を超えるかどうかの判定は、どのようにするのでしょうか。

A 改築等に要した費用の額が100万円を超えるかどうかは、一の工事に要した費用の額ごとに判定することとなり、他の工事との合計額によって判定することはできません。また、その家屋が共用となっている場合や店舗併用住宅である場合であっても、自己の持分以外の部分に係る工事に要した費用の額や店舗部分に係る工事に要した費用の額を区分することなく、その家屋について施した一の工事に要した費用の総額によって判定することとなります。

Q4 家屋等の取得等の対価の額と共用部分の取得対価の額

マンションの一室を購入しましたが、共用部分の購入価格は、家屋等の取得等の対価の額に含まれますか。

A 住宅借入金等特別控除額の計算に当たっては、その借入金等の合計額が家屋等の取得等の対価の額を超える場合には、その家屋等の取得等の対価の額を基として計算することとされており、この家屋等の取得等の対価の額には、例えば、1棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分具有独立して居住その他の用途に供することができるものについてその各部分を区分所有する場合には、階段や廊下などのように区分所有の全員又は一部の者が共有する部分のうち、その者の持分に係る部分の取得等の対価の額を含めることとされています。

参考： 国税庁HP内 質疑応答事例より
<http://www.nta.go.jp/>

< 小 澤 >

研 修 予 定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
4月23日(水) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『平成20年度 税制改正セミナー』	加藤森税理士事務所	加 藤 輝 守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

四葉のクローバーで有名なクローバー。日本名はシロツメクサで、葉は本来3枚であるが、4枚つけているものもあり、それを見つけると幸運に恵まれるという言い伝えがある。実は、日本だけでなく、世界中で幸運の印と信じられている。

教育が「ヨリカ」が「おもしろ雑学集より（担当：原）





休日カレンダー



4月 (卯月) April

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 原・田中
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25	26 伊藤・村井
27	28	29 昭和の日	30			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されている土曜はその者が出勤です。)

4月の税務



- 4月10日 平成20年3月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 4月15日 給与支払報告に係る給与所得者異動届 (随時)
- 4月30日 平成20年2月決算法人の法人税等・消費税確定申告、納付
本年8決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付

あとがき

桜のつぼみもふくらみ始め心も軽やかになってくる、春はそんな季節ですね。でも春は別れと出会いの季節でもあります。

卒業・入学・入社・転職・引越など様々だと思います。新しい生活をスタートする希望と不安と緊張…。私もそんな頃を思い出します。

真新しい制服に身を包んでいる初々しい姿を見ると、今忘れかけている気持ちをもう一度思い起こさせてくれるようです。

初心に戻って何か始めてみようかな…と、思い巡らせる今日この頃です。

山 崎